

第 72 回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 令和 8 年 2 月 6 日 (金)

午前 9 時 30 分～11 時 40 分

場所 岩手教育会館 カンファレンスルーム 200

出席委員

佐藤好枝	委員	J A 岩手県女性組織協議会会長
高野寛子	委員	自営業 (農業)
佐藤美加子	委員	奥州地方森林組合総務課長
内沢由美子	委員	二戸市商工会女性部長
在原歌織	委員	自然公園保護管理員・浄土ヶ浜ビジターセンター副センター長
榎屋伸夫	委員	岩手県町村会副会長 (普代村長)
及川一輝	委員	都市計画コンサルタント・邑計画事務所取締役
吉田美弥	委員	不動産鑑定士
辻盛生	委員	岩手県立大学総合政策学部教授
福留邦洋	委員	岩手大学地域防災研究センター教授
森敦子	委員	岩手県環境アドバイザー・株式会社もりおかパークマネジメント
佐藤晋	委員	株式会社岩手日報社取締役編集局長

(分野順・五十音順)

1 開 会

会議の成立

〔事務局〕(環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長)

定刻となりましたので、ただ今から、第 72 回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。本日は、御多忙の中、御出席いただき厚く御礼申し上げます。私は、本日司会を務めます、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の竹原です。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の成立について御報告いたします。本日は、委員総数 16 名中、リモート参加の委員も含め 12 名に御出席いただいておりますので、半数以上が出席されておりますので、岩手県国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定における定足数を満たしていることから、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

資料確認

〔事務局〕(環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長)

次に資料の確認をさせていただきます。

〔配布資料の確認〕

また、委員の皆様のお手元に、知事から会長宛ての「岩手県土地利用基本計画図変更の諮問書」

の写しを配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

本日の会議はオンライン併用形式で開催させていただいております。WEB会議の運営方法につきましては、円滑な進行のため、発言される時を除いて、音声の設定はミュートでお願いいたします。また、御発言の希望がございましたら、手を挙げるボタンにてお知らせください。その他、何かございましたら事務局までお知らせください。

2 挨拶

【事務局】（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

それではここで、環境保全課総括課長の加藤から御挨拶を申し上げます。

【事務局】（環境保全課 加藤総括課長）

環境保全課総括課長の加藤と申します。

本日は大変お忙しい中、皆様には審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、この度、当審議会の委員に御就任いただき誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

さて、当審議会では、国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的な事項や土地利用に関する重要事項を御審議いただいております。

本日の審議会は改選後初めての会議でありますことから、初めに審議会の会長及び職務代理者を選任いただくとともに、審議会の役割についても御説明したいと考えております。

議事のうち、岩手県土地利用基本計画図の変更につきましては、農業地域及び森林地域の変更が15件生じておりますので、その内容について御意見を賜りたく存じます。

また、国土利用計画第六次岩手県計画につきましては、昨年9月に開催いたしました第71回審議会において素案について答申いただいた後、パブリック・コメント、市町村への意見聴取を行い、最終案を取りまとめましたので、その概要について御報告と併せて、この六次計画に沿って、来年度、岩手県土地利用基本計画を改定することになりますので、そのスケジュール等について御説明いたします。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には御専門の立場から、また、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げまして御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

委員の紹介

【事務局】（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

本日の審議会は、任期満了に伴う委員改選後、最初の審議会となりますので、本日御出席いただいている委員の皆様を名簿の順に御紹介させていただきます。

〔名簿順に出席委員を紹介〕

なお、中崎和久委員、山本ゆかり委員、佐藤哲郎委員、宇佐美誠史委員におかれましては、本日は所用により御欠席されております。

3年間どうぞよろしくお願ひいたします。
続いて事務局の紹介をさせていただきます。

[名簿順に事務局を紹介]

なお、関係課の職員につきましては、事務局名簿をもって代えさせていただきます。

会議の公開について

続きまして、会議の公開についてお諮りいたします。

県の審議会等の会議の公開に関する指針において、会議は原則公開とし、公開非公開の決定は、審議会の長が会議に諮った上で決めることとされておりますが、会長選任前のため、事務局で確認いたします。

非公開とする理由は特にないものと思われることから、会議録を含め、本日の会議は公開とすることよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

3 議 事

[事務局] (環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは議事に入らせていただきます。

本日の審議会は委員改選後、最初の審議会のため、会長が選任されるまでの間、事務局において進行させていただきます。

議事 会長の選任について

[事務局] (環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長)

議事(1)会長の選任について、選任方法については、審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、互選の方法はどのようにいたしましょうか。

事務局から御提案させていただいてもよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

御異議がないようですので、事務局から御提案させていただきます。
会長は、福留委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

[異議なしの声]

御異議がないようですので、福留委員に会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議会条例第4条第2項の規定により、議長は会長が務めることとされております

ので、福留会長には、早速ですが会長席にお着きいただき、以後の進行をお願いいたします。

[福留会長]

当審議会は、国土利用計画法に基づき、国土の利用の方向を定める県の国土利用計画や土地利用基本計画の策定のほか、土地利用に関する重要な事項を審議する県の附属機関として設置されているものです。これまでの本県の土地行政の推進に当たって、重要な役割を担ってきたところであります。

この後、次第に従いまして、事務局から当審議会の役割など審議会の概要、総合的な土地利用に関する計画である土地利用基本計画図の変更、今年度の策定を予定している国土利用計画岩手県計画第六次最終案、そして、令和8年度中に改定を予定している、岩手県土地利用基本計画書の改定などについて、御説明、御報告があるかと思しますので、委員の皆様から忌憚のない御意見、御質問をいただければと思います。

なお、本日の終了予定時間は、11時30分頃を目安としております。委員の皆様の御理解、御協力をいただければと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議事 会長職務代理者の指名について

[福留会長]

それでは早速議事に入りたいと思います。

議事(2)の会長職務代理者の指名ですが、審議会条例第4条第3項の規定では、会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

会長職務代理者は、本日所用により御欠席されてはいますが、宇佐美委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

ありがとうございます。

では、会長職務代理者は宇佐美委員にお願いしたいと思います。

会議録署名委員の指名

[福留会長]

続きまして、本日の会議録署名委員につきましては、岩手県国土利用計画審議会条例運営規程第5条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、在原委員と辻委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議事 岩手県国土利用計画審議会について

[福留会長]

続きまして、議事(3)岩手県国土利用計画審議会について、事務局の方から説明をお願いした

いと思います。

[事務局]（環境保全課 阿部主事）

〔資料1により、岩手県国土利用計画審議会について説明〕

[福留会長]

ありがとうございます。

ただいま事務局から、岩手県国土利用計画審議会の概要について、次に審議いただく案件について説明がありましたが、基本的な用語を含めて、御不明な点等ありましたら委員の皆様からいただければと思います。

オンラインで御参加の委員からも何かございますでしょうか。

辻委員をお願いします。

[辻委員]

御説明ありがとうございます。辻です。

初めての参加で理解が追いついていないところもありますが、この土地利用計画、この審議会の中で議論する部分というのは、基本的には土地利用図の変更に際しての審議ということだと思います。かなり上位の計画、岩手県全体の土地利用の方向性を決めるような位置付けにあるかと思いますが、実際に実施するのは各部局があるわけですね。その各部局とこの委員会の関係について補足いただければと思います。

[福留会長]

先ほど事務局から御説明いただいた、各種個別規制法に基づく土地利用規制の概要のスライドがあったかと思いますが、事務局の方からは、主にここでは赤の点線で囲んだ部分を中心に審議していき、個別法に関しては青い囲みであると。

今辻委員から御質問があったのは、赤い枠組みはこの審議会でも扱うけれども、青い枠組みはそれぞれどういう組織で議論され、そこと本審議会との調整はどこで担うのかという質問の趣旨かと思います。

[事務局]（環境保全課 阿部主事）

計画図の変更、区域の指定に関しましてはこの審議会でも審議したものと、各部局でも審議会がごいますので、そちらで審議した上で変更することになっております。

[辻委員]

国土利用計画岩手県計画第六次の最終案を拝見しましたが、かなり具体的な内容まで書かれていたものですから、このあたりの位置付けが部局にどのように降りているのか気になったので確認しました。

[事務局]（環境保全課 阿部主事）

各地域の指定、土地利用の原則、国土利用計画における基本方針等については、策定の中で各部局との意見交換、検討委員会を開催しておりますので、そのあたりで調整されております。

[辻委員]

ありがとうございます。

[福留会長]

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

議事 岩手県土地利用基本計画図の変更について

[福留会長]

それでは続きまして、議事(4)知事から諮問されております「岩手県土地利用基本計画図の変更)」について事務局から御説明をお願いいたします。

[事務局] (環境保全課 阿部主事)

[資料2により、農業地域3件、森林地域1件について説明]

[福留会長]

ありがとうございました。

事務局から説明があったように、今説明があったのが1番、2番の農業地域の拡大、3番の農業地域の縮小、4番の森林地域の拡大の案件になります。

最初に審議のポイントとして、土地利用基本計画の基本方向や調整指導方針に整合しているか、総合的な視点で見て問題がないか、他地域への影響はないか、併せて、本県の土地利用に課題がないかといったところから御審議いただければと思います。

1番から4番まで一括してお気づきの点等ありましたらお願いいたします。

佐藤委員お願いします。

[佐藤晋委員]

説明ありがとうございます。

都市地域や農業地域の線引きのための変更かと思いますが、その先のことは知らなくてもいいのかもしれませんが、3番の花巻市の農業地域から近隣商業地域への変更は、既に進んでいるのかと思いますが、その後何ができるのか教えていただけるとイメージがしやすいです。

[事務局] (環境保全課 阿部)

現時点で、変更後に具体的などといった施設が建てられるかは把握しておりませんでした。

[佐藤晋委員]

近隣商業地域に変更するとあるので、何か建てるために農地ではなくするという、事後承諾か

とっていました。

【事務局】（都市計画課 佐藤計画整備担当課長）

都市計画課の佐藤と申します。

今回の近隣商業地域の指定について、個別法の話をしていただきますが、市町村の都市計画決定の案件でございますから、花巻市さんで用途地域を指定します。

委員から御指摘があった、花巻市さんが用途地域をする経緯ですが、花巻市さんでは開発業者から、地域の方々が利用するスーパーマーケットやドラッグストアといったものを建てたいというお話があり、実現性が担保されたことから、用途地域を指定するために、農業サイドの地域を除外するために土地利用基本計画を変更するということでございます。

【佐藤晋委員】

イメージしやすいためには、秘密のものでなければ、何ができるのかまで話していただければ、農地ではなくなってスーパーができるのかと、その話まで出ると我々は理解しやすいのですが、何とか地域だけだと何のためにというのが見えてこないのが実情です。

【事務局】（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

今いただいたお話しについては次回以降の参考とさせていただきます、公開できる情報は公開し、より分かりやすく説明したいと思います。

【福留会長】

森委員お願いします。

【森委員】

初めてなので、基本的なことを聞いて申し訳ありませんが、今説明いただいたことは、最初に説明していただいたスライドの 11 ページの青い枠の方で、個別に協議されていたものが正しいかどうかという、それに対して、県や国が良いですよと言うことが合っているのか、私たちが判断するということですか。

計画が合っているかということではなくて、変更したことが合っているか合っていないかを問われているということでしょうか。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

区域の変更については、土地利用基本計画が上位計画になっておりますので、こちらを変更した後、個別規制法の計画を変更することになりますので、こちらが先行して変更されます。

【森委員】

先行しているのであれば、既に農地になっているということが理解できないのですが。

変更してから農地になります、現地の写真がこうです、ということであれば分かりますが、既に農地になっています、先ほど佐藤さんが言われた、商業地域にします、既になる可能性があります。

ます、というようなことが、私の感覚では前後がずれている気がしていますが、こういうものなのでしょうか。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

農業地域の拡大の案件につきましては、今までは農業地域には指定されておらず、都市地域のみ指定されておりましたが、元々農地ではあった場所で、今回基盤整備という事業が行われたため、一体として農業の振興を図るべき地域として農業地域に編入する必要があります。

都市地域の案件につきましては、今も農地のままですが、今後、都市計画において用途地域の指定を行い、指定後にドラッグストアやスーパー等を建てる予定です。現在の区域区分のままですと、農地以外に利用できない区域になっておりますので、農業地域を除外して、用途地域を指定するという順番になっております。

【森委員】

今回の案件に関しては、特に不安はないというか、農地として利用されていて農地にします、住民の皆さんが利用するのに必要な商業施設を建つことは人の生活にプラスになるから良いというのは分かりますが、その流れで行くと、将来的に良くないことが起こるのにも関わらず、既に手を付けていたときに、悪くはないからそのまま行きましようというような感じで、先に動いてしまうのではないかと不安がありますが、そこは大丈夫ですという、この会なのでしょうか。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

開発行為についてはこの計画では直接規制できない計画にはなっておりますが、個別法において、規制や基準を満たしている場合に許可されるというスキームになっておりますので、基準を満たさない開発行為は行われないと認識しております。

【事務局】（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

今回、農地の拡大と縮小と逆の案件になっておりますので分かりづらいと思いますが、今農業地域として指定されている区域は、そのままドラッグストア等のための開発ができないため、今回、上位計画である土地利用基本計画図の農業地域を外して、その後に個別法の農業振興地域の変更を行った上でなければ開発できませんので、大元の土地利用基本計画を変更するというので、今の時点で開発が行われているということではなく、今後、農業振興地域の計画図を変更した後でなければ開発できないということになります。いずれここが上位計画なので、まずこの計画を先に変更するということになります。

農業地域の拡大については、今は都市地域のみ指定です。都市地域のみ指定の中でも農地はありますが、今回、そこで基盤整備を行って、農業地域に指定することで農地法の中で適切に管理するために農業地域に指定するということになります。

【森委員】

ありがとうございます。

[事務局] (都市計画課 佐藤計画整備担当課長)

都市計画課でございます。

市街化区域や用途地域については単独でしか網がかけられませんが、市街化調整区域には農業地域や森林地域等の網が一緒にかかることがあります。

今回のこの場で検討していただいているのは、五地域区分の都市地域等を決めることによって、細区分は個別の法律の方で手続きを取りますので、これを変えた後に、例えば都市計画であれば市街化区域の編入であるとか、先ほどの花巻市の事案であった、用途地域の網をかけられるというところで、まずはこの5地域区分を変えることによって個別法の手続きができるということになります。

個別法の手続きができると、都市計画の中であれば開発許可の手続きが進められるといったように段階的に進んでいって、先ほどの花巻市であれば、花巻市さんで近隣商業地域に指定することで開発許可の手続きが出てきて、その後に建物が建てられると。

農業地域の方は先ほど御説明があったとおり、用途地域外の市街化調整区域と言われる、都市計画区域だけれども都市的な土地利用をしていないところで、農業サイドの事業が行われ、農業サイドとしてお金を入れているのでしっかり保全していきましょうということで、農業サイドの網がかかって、農地になったものが勝手に宅地にならないように土地を管理していくという流れになっております。

[森委員]

順番が違うことで、変に使われてしまうように、既になっているものを合わせるからよろしくね、ということ聞かれる可能性があることにモヤモヤするなと思いましたが、そういったことはないということよろしいですか。

[事務局] (農業振興課 山里農地・交流担当課長)

農業振興課の山里と申します。

委員の御懸念は、開発行為が事前に行われて事後的な承諾を求められるのではないかと御懸念かというふうに理解しました。

今回の拡大の案件が、地域としては都市地域でありましたが、地目としては農地であった場所で、農地を農地として使う前提で基盤整備を行い、基盤整備を行うことによって、農業として管理していく必要が生じておりますので、これを農業振興地域に編入しようというのが御説明の内容でございます。

中身としては御理解いただけているのかと思いますが、あくまで、農地は農地のままとして使う前提での基盤整備でしたので、開発行為の事後的な承諾という意味合いではないと御理解いただければと思います。

[福留会長]

お答えが可能でしたら教えていただきたいです。

そうすると最初に委員から質問があった、開発許可自体はまだおりていない、予定ではこういう形にはなるが、許可自体は出ていないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】（都市計画課 佐藤計画整備担当課長）

都市計画課でございます。

まだ許可はおりておりません。

用途地域は、今回五地域を変更した後に、都市計画の用途地域を指定する手続きを行い、その後具体的に開発行為に係る手続きに入るという流れで御理解いただければと思います。

【福留会長】

その他、皆様から御質問等ございませんでしょうか。

辻委員をお願いします。

【辻委員】

二戸市の農地を森林に転用していくというお話がありましたが、写真では植林が終わっている状況でした。これも事後承諾のように感じられます。所有者がこうしてしまったから農地を森林にするとか、農地を商業用施設等の利用目的が大幅に変わるというような、変更度合いの差によって受け止めるニュアンスが変わるといえるのか、重大に考えなければいけない側面があるのかと思いますが、その辺りのイメージを教えていただければと思います。

【事務局】（森林整備課 泉技術主幹兼計画担当課長）

森林整備課の泉でございます。

森林について、今回拡大造林が行われたということですが、こちらは原野でございますので、現状が森林であれば、森林法における5条の森林に組み込むということになります。

それから、原野において拡大造林を行うということは補助事業上認められているところですので、現況として森林であれば、5条森林に組み込んでいくということで、森林計画では捉えております。

【辻委員】

承知しました。ありがとうございます。

【福留会長】

その他いかがでしょうか。

また最後に確認等ありましたら御発言いただければと思います。

それでは残りの事案11件について事務局から説明をお願いします。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

〔資料2により、森林地域11件について説明〕

【福留会長】

ありがとうございました。

森林地域の縮小案件 11 件について説明がありました。
委員の皆様から御質問、御意見等いただければと思います。
佐藤委員お願いします。

【佐藤晋委員】

佐藤です。

前から委員を務めている皆さんは毎回このことについてそういうものなんだなと思ってやっ
てきていますが、先ほど 1 から 4 までの案件と、この森林の案件は説明が真逆になっていて、既
にできてしまっている話で、毎回、これに対して何を言えばいいのかという話になってしまいま
す。

先ほどの、花巻の農地を商業施設にして、これが済むまでは建ててはいけませんという順番は
分かりやすかったのですが、先ほどまでの説明からすると、この 11 件は既にやってしまってい
ますという話です。

都市の話と森林の話が違うベースのことであれば分かりやすいのですが、その辺の説明をお
願います。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

林地開発許可の対象となっているのが、地域森林計画に指定されている民有林で、先に計画か
ら除外してしまうと、開発許可の対象外になってしまうということが 1 つございます。

【事務局】（森林整備課 泉技術主幹兼計画担当課長）

森林整備課の泉です。

森林の開発に関しましては、森林法第 2 条若しくは第 5 条、今回は民有林ですので森林法第 5
条に規定されるもので、長期的な視点に立った、計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進する
ということで定めているものでございます。

今回、森林の縮小案件ということですがけれども、森林として適切に管理していくということで
地域森林計画の対象区域の方に組み込んでいくということで定めているものでございます。こ
ちらは県が策定する地域森林計画でございます。

こちらの 5 条森林は、許可を受けて開発行為が行われている案件については、開発行為がすべ
て完了し、完了確認がされたもの若しくは土地利用計画の変更の後のみ地域森林計画の対象森
林から外すこととしております。

なので、森林サイドとしますと、地域森林計画は基本的にこの土地利用基本計画の変更の後に
除外していると御理解いただければと思います。

【佐藤晋委員】

ここに至るまでに、例えば市町村とかどこかの場面で、太陽光パネルにしていいかとか、工場
を建てていいかという議論が十分になされて良いですよとなって、既に進んだものを、この場
では、こうなったってことはこの使い方の区分上、森林ではなくなりましたねということの手続き
を、その部分は確かに森林ではないねということを我々はそうですねとさえいって、この 11

件については、その開発自体については然るべき判断があつて進んでいるものだという前提でよろしいですね。

【事務局】（竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

その通りです。

ですので、最初に御説明したとおり、これまで同じ視点、ポイントで御意見をいただいておりますが、今回からは審議のポイントのところ、基本方向に整合しているか、調整指導方針に整合しているかはここでの議論とせず、総合的な視点で見てこういった土地利用は問題ないかといったところで御意見をいただければと考えております。

【事務局】（森林保全課 白藤主任主査）

森林保全課で林地開発を担当しております白藤と申します。

1点だけ補足させていただきます。

林地開発許可制度につきましては、先ほどの都市計画の方では土地利用計画を変更してからでなければ許可できない順序になっているというお話しでしたが、林地開発許可につきましては、森林法第10条の2に基づいての許可ですが、法律に基づく基準がございまして、その基準を満たしている計画につきましては許可しなければならないと法律で規定されております。

そのため、私たちはその目線で許可の申請の内容、計画の中身を見まして、基準に沿ったもの、合致しているものにつきましては、当然、所在する市町村の意見等を踏まえた状態で許可しております。

委員が仰るとおり、上位である土地利用計画が変更されてからでなければ許可できないという順序のほうの流れとしては分かりやすいところではありますが、制度上、そのようになっておらず、開発行為の内容が基準に沿っていて、防災施設の設置などにより、周囲に影響を及ぼさない計画であることの確認が取れば許可しているというのが今の制度の状況でございます。

【佐藤晋委員】

この審議会としての役割は理解しましたが、この5から15の案件については、次回から、どこが責任をもって、こういう協議がされて、こういう開発の許可が出て、既にこのようになっていますという流れを教えていただくと、責任ある議論が行われた上でこうなっているんだなということが分かりやすいかなと思います。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

ありがとうございます。

私の説明の仕方が悪く申し訳ありませんでした。

次回の変更の際には、説明の内容についてもう一度検討し、分かりやすいように説明させていただきたいと思っております。

【福留会長】

その他いかがでしょうか。

高野委員お願いします。

[高野委員]

以前この場でお話があったのかもしれませんが、再度教えていただきたいです。

計画通りに土地利用が行われているかというチェック機能が大事かと思いますが、そのチェック機能の管轄をもう一度教えていただきたいです。

[事務局]（環境保全課 阿部主事）

林地開発許可の手続きの中で完了確認がありますので、1度その時点では確認されております。

[事務局]（森林保全課 栗田技術主幹兼保全・治山林道担当課長）

森林保全課の栗田と申します。

林地開発許可の関係ですが、森林を開発して、開発の目的が例えば工場、事業所用地の造成となったときに、その造成が基準に則ってしっかりと行われているかどうかというのは最後に完了確認をいたします。

その後、造成が済んだ場所に工場が建てられるなど、林地開発許可の完了後の土地利用がどうかという部分については、特段確認等を行うことはしていませんが、その後の通常業務の中で、許可を受けた区域を超えて開発されていないかなどといったことを確認していくということがあります。

そのため、林地開発許可の手続きとしては、開発行為が計画通りできていますということを完了確認した時点で終わりということになっています。

[高野委員]

問題が起きるのは許可がおりてから何年後かに、土地利用が正しく使われていないということが大きな問題かと思いますが、一番最初に個別規制法所管課から許可を得てそうなっているところに、何年後かに、決定を出したところがきちんとその後行われているとか、ある程度抽出してチェックする機能が、この審議会とは別の話だと思いますが、必要なのかなと思いました。

[福留会長]

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

在原委員お願いします。

[在原委員]

今回、太陽光発電施設を設置するというので、森林地域から農業地域に区分変更ということでお話いただきましたが、農業地域という言葉を知ると、私の中では農作物を作るというイメージが湧きますが、これを見ると太陽光発電施設が建てられていて、農業地域に変更することは

悪いことではないと思いますが、実際には建造物が作られていて、農作物が作られていないということに疑問に思うので、農業地域の変更という区分は正しいのでしょうか。

【事務局】（農業振興課 山里農地・交流担当課長）

農業振興課の山里です。

今の委員の御指摘の点、今回の変更の案件が森林地域から農業地域への変更と受け止めていると仰っていましたが、元々この地域は農業地域と森林地域が重複して設定されている地域で、森林地域を外した結果、農業地域のみ指定となるという前提かと思います。

元々、農業地域でもあり、森林と重複したところが今回農業地域のみになるという状況を御理解いただければと思います。

その前提で、地域の指定というのはエリア、ゾーニングの指定なので、ゾーンの中に入っている土地というのは様々な地目がございまして、農地もありますし原野、森林もございまして。その中で、農業地域の中でも特に農業を振興する、優良農地を確保するという目的で農用地という区域を設定している、内側の区域がございまして。そこはきちんと農業の実施をするということで、守っていくところになります。ですが、地域の中にそういった農地以外の土地も存在しておりまして、農地以外の土地に関しては転用という手続きには該当しませんので、農地として守れないのではないかと、あるいは農業地域の中なのに農業振興していないのではないかとという受け止めではなくてよろしいかということをお願いいたします。

【在原委員】

ありがとうございます。

説明は分かりましたが、言葉的に聞くと、私たちは説明を受けたので分かりませんが、これが一般の方に見ていただいた時に誤解を招くのではないかと感じました。

【福留会長】

続いて、吉田委員をお願いします。

【吉田委員】

今回新しい方も入られて、この審議会についての素朴な疑問と言いますか、そういったお話を伺って、非常に審議会の本質に関わる基本的な御質問をたくさんいただいているなと感じています。

私も長くやっておりますけど、結局こうやって既に開発が終わったものに対して、この審議会でお墨付きを与えているだけかなという感想をこれまで持っておりました。

それよりも前に、このソーラーパネル、20ヘクタールの案件ですとか、こういったものが果たしてそもそも良かったのか、どういった審議がなされているのか、ここが一番上位の計画を審議する場でありながら、事後報告になっていることについて、やはりモヤモヤした感情をずっと抱いてきまして、この場でも色々発言はしてきました。ただ、やはり県の回答を伺っていて、役所の考え方、システムは分かりました、でも釈然としていないところもあります。

森林法に関しても、一定の基準を満たせば許可しなければならないというお話がありました

けれども、その基準って、果たして社会通念上、我々が納得できるものなのかなと、こういうものを見ているとつくづく感じます。

今、メガソーラーに関しては日本全国で結構反対運動が起きています。先ほど、開発を行った後チェックしているのかというような御指摘もありましたが、置かれたメガソーラーがその後土砂崩れを起こしていないのか、そういった心配を当然我々国民はしているわけで、そういったチェック機能は本当はないのだろうかと思うのは当然だと思います。

資料3でも、今回の骨子が分かりやすくまとめられておりますが、カーボンニュートラルとか再生可能エネルギー導入の推進とか、これは国がやっている計画に対して、県もそれにしたがっていますということだと思いますが、世界的に見ると、脱カーボンニュートラルに向けた動きが結構見られます。特にアメリカでは、完全に化石燃料が大復活、掘って掘って掘りまくれなんて言っています。カナダでもそこまで露骨ではありませんが、こっそり辞めています。EU諸国でも、自分たちが言い出した手前辞めにくいですが、ロシアから安価なガスが入ってこないで、こっそり石炭火力燃やしています。そんな中、日本だけが真面目にカーボンニュートラルやっているといいのだろうかと思います。金融界は正直で、カーボンニュートラルは儲からないから、ということで2、3年前からESG投資を辞めています。さらに決定的なのは、ビル・ゲイツさんが去年の秋に日本にいらしたときに、気候変動は重要な問題だけれども、人類を滅ぼすほどではないと、今までこういった部門に投資してきて利益を上げた方が、そういうことを堂々と言っています。そんな中これを進めていいのだろうかと思います。元々、国の補助金がなければ成り立たないようなエネルギー政策で、採算が合わないわけです。その一方で、環境破壊や自然災害の脅威に地元が最前線で立ち向かっていかなければいけないですし、我々の電気料金に上乗せして、再エネ賦課金という形でコストを負担しています。

さらには、最近では鳥獣被害、山の木を切り倒して、動植物の生態系を乱して、動物たちも餌がなくなっているのでは、という指摘もあります。風力発電の風車も特殊な電磁波を出すようで、人間に対する健康被害もありますし、野生動物の方向感覚を狂わせているという話もあって、クマやシカが里におりてきているのとは関係ないと本当に言えるのか私は疑っています。

そういった国の政策に県はしたがわなければいけないということもありますが、国も政権が変われば考え方が変わることもありますし、正直、5年に1度の計画で変化していく世界情勢に対応できるのだろうかと思います。

20年くらい前から脱炭素やっていますが、その間、地球の平均気温は下がるどころか少し上がっています。その前の20年と比べても傾向は変わっていない。今までやってきたことは何だったのだろうか、誰のため、何のためにやっていた政策なのかと思ってしまいます。広く国民のためだったとはとても思えません。今の状況を考えると。

その中で、この国土利用計画県計画で、カーボンニュートラルとかありますが、国が決めた計画にしたがわなければいけないということであれば書かなければいけないと思いますが、県として、どれだけ積極的にやっていくのか。あるいは農業に関しても、最近米の問題もあります。米不足や価格高騰など、そういったことに対して、農業を重要視している岩手県として、国がやっていく政策の本気度をどの程度受け止めて、どの程度地域に即した計画をやっているのか、根本的な考えをお聞きしたいと思います。

[事務局] (環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長)

様々な視点からの御意見、国の関係やカーボンニュートラルの話をいただきましたが、この場で具体的な回答を持ち合わせておりませんが、そういった様々な御意見があるということを踏まえて、今後の計画等に反映していきたいと思えます。

[事務局] (環境保全課 加藤総括課長)

私からも補足させていただきます。

吉田委員からは、かねてから再生可能エネルギーに対しての問題点を御指摘いただいているかと思えます。

地球温暖化の関係、これからも対策を進めていくべきかということかと思えますが、確かにアメリカ等の一部の国では後ろ向きと言いますか、問題がないのだという意見があることは存じておりますが、そういった大きい声を出す人がいるわけですが、世界的に見た場合には、科学的なコンセンサスであったり、将来的なことを考えて、脱炭素というのは最重要課題として取り組むべきだというコンセンサスが得られていると思えます。

また、国においてもそうですし、本県におきまして脱炭素というのは取り組んでいかなければならないと考えているところでありまして、今回の計画についても位置付けているということでございます。

また、メガソーラーの問題や風力発電の問題、様々ございますが、例えば釧路ですか、かなり問題があるような事案がありました。全国的な問題に対して、国では昨年12月に、大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージを出しております。その中で、アセスの見直しや補助金の廃止、野立ての太陽光については、これから補助金を出さないということが出ています。森林法の林地開発許可の規律強化というものも出てきておりますので、今後は、少しブレーキを踏みながら、環境と両立するような太陽光発電を進めていくということになるかと思えます。

風力発電についても同じで、アセスの規模を下げようかという議論も出てきています。

いずれ、制度で認められたものは認めるということになりますが、国の方でそこを変えていくということにもなっておりますので、しっかりその辺は見ながら、良くない太陽光、メガソーラーが広がることのないよう、私たちもしっかりチェックしていきたいと思えます。

[福留会長]

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

先ほどのやり取りを少し聞いていますと、この森林地域の縮小案件11件の中には、現行の許可基準に従って問題がないので行為が行われている。それに対して森林地域の縮小を行うという流れかと思えます。

現行の森林地域でも基準を満たして行為自体ができているとするならば、森林地域をわざわざ変更しなくても良いような気がします。森林地域を変更しなければいけない理由を教えてくださいたいと思えます。

[事務局] (森林整備課 泉技術主幹兼計画担当課長)

森林整備課でございます。

現行、開発行為が行われているというところがありますが、森林法に基づきまして、民有林の中長期的な視点に基づいて、適切な森林の管理を行っていく、一体的に行っていくという、対象を明確にするために地域森林計画において対象森林を一覧表にまとめております。

それから、市町村におきましては、市町村の森林管理のマスタープランとなる、市町村森林整備計画に登載しまして、エリアを明確にし、適切な森林施業が行われるように、地域単位でそういった活動を行っております。

編成自体は5年に1回行っていくものですが、その都度、森林の現況を確認しながら、対象となる森林を明確にして必要な施業が行われるよう誘導しておりますので、森林を適切に管理するという観点からいくと、こういった区域を変更し明確にするということは非常に重要なことであると認識しております。

[福留会長]

ありがとうございます。

それでは、その他なければ次の議事に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議事 国土利用計画岩手県計画（第六次）最終案について

[福留会長]

続きまして、議事の5、国土利用計画岩手県計画（第六次）最終案について事務局から説明をお願いします。

[事務局]（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

〔資料3により、国土利用計画岩手県計画（第六次）最終案について説明〕

[福留会長]

ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員の皆様から御質問、御意見いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高野委員をお願いします。

[高野委員]

最終案の概要について2点お伺いしたいと思います。

4の地域類型別の県土利用の基本方向の中で農山漁村がありますが、集落機能の維持・強化は昨今の農村RMOの推進かと思っておりますが、本文の中にはこのような記載がありましたが、概要の中には記載がなかったので、農村活性化推進方針にも今回RMOの推進ということで盛り込まれておりますし、この概要にも書いていただいてもいいのかなと思っております。

もう1つお伺いしたいのですが、県土利用の目的の中で、その他という利用区分がありますが、前回の第五次のその他では目標値が減少だったかと思っておりますが、今回目標値が増加しており、その要因について聞きたいと思っております。

その他の中に、前回なかった公共用施設用地が取り込まれているので、それかなと思いましたが、教えていただきたいと思います。

[事務局]（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

利用区分のその他については、農地等の利用区分のどれにも属さないものがまとめられておりまして、増えた要因としては、例えば、農地だったものが荒廃農地になって農地の対象から外れてしまった部分などが結果としてその他の中に入っております。

[福留会長]

その他いかがでしょうか。

辻委員お願いします。

[辻委員]

辻です。

この国土利用計画というのは初めて拝見しました。

私は水環境、生物多様性の保全に興味があって、かなり具体的なことが書かれていて非常に心強く思いました。

これをどうやって実施するのかというところが気になるわけですが、それは個々の実施される部局で運営していくという前提かと思いました。第五次も拝見したところでは、やはり具体的に書かれていて、それに対する評価というのはどのように行われていたのか気になりました。

今回、せっかく踏み込んだ内容のものが作られていますので、それをどう評価していくのか、この審議会で作っていくからには、具体的にどういった形で行われていったのかという評価がどのように行われているのか、どういう形で考えているのか教えてください。

[事務局]（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

計画の評価につきましては、昨年の審議会におきましても御質問いただきまして、これまでは、この計画においては取り組みの方向性を示しているもので、個別具体的な取り組みを掲げているものではないということ。それから、目標として掲げているのが利用区分ごとの目標面積、数値として示しているのはこの面積のみで、成果の評価を行うにはなじまないような計画ですが、昨年度そういった御意見をいただきまして、これまでは計画の概ね10年後の結果だけを共有しておりましたが、今後は、この目標面積を毎年集計しておりますので、各関係部局と共有し、それぞれの取り組みの参考としていただくことを考えております。

[辻委員]

分かりました。

国の国土利用計画を積極的に反映した内容となっているかと思いますが、示すからにはどうなっているのかを確認することが非常に重要なことかと思えます。

逆に、第五次であれだけ言うっておきながら、現状では反映されていないことも感じるわけで、その辺りを上手く今回の計画の中でフォローしていただければと思います。

[福留会長]

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

佐藤美加子委員から何かお気づきの点がございましたらお願いいたします。

[佐藤美加子委員]

概要の方を拝見しまして、第六次の計画の方は後ほど御説明いただけるということでよろしいでしょうか。

[事務局]（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

今回は資料の配布のみで、説明は省略させていただければと思います。

[佐藤美加子委員]

分かりました。

ネイチャーポジティブとかカーボンニュートラルとか、そういったところの具体的な説明も書かれておりましたので、前回の審議会の意見等も踏まえた形になったものだなと拝見しました。

[福留会長]

ありがとうございます。

内沢委員いかがでしょうか。

[内沢委員]

吉田委員が以前からお話しされていたように、この審議会は、先ほどの基本計画の変更についてだったりしますと、事後のものを、私たち委員となっているものが再確認させていただくものかなと常々感じております。

先ほどからカーボンニュートラルというところで、大規模な太陽光パネルの建設や、風力発電の部分で、非常に個人的に危惧していることもありますので、先ほどの21ヘクタールの太陽光パネルが設置されたというところでは事後のことでしたので、驚きと言うか、県内あらゆるところに太陽光パネルが設置されているというところで、耐用年数が10年と言われていて、産業廃棄物の今後の問題が、いずれ10年とか、そういったスパンで弊害が出てくるのかなと思いますと、この審議会ではそういった部分のところは話される部分ではないと思いますが、そういったところにショックは受けております。そのような感想です。

[福留会長]

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

議事 岩手県土地利用基本計画書の変更について

[福留会長]

それでは、議事の6、岩手県土地利用基本計画書の変更について事務局から説明をお願いします。

[事務局]（環境保全課 阿部主事）

〔資料4により、岩手県土地利用基本計画書の変更について説明〕

[福留会長]

ありがとうございます。

ただいまの岩手県土地利用基本計画書の変更に関する内容及びこれまでの議事、全体を振り返って御意見、御質問等、委員の皆様からあればお願いします。

佐藤好枝委員いかがでしょうか。

[佐藤好枝委員]

初めて参加された方と同じ感想を常に持っていますが、この場で許可ができるのかできないのかという議論をする場ではないということは分かっていますが、県の土地の利用の仕方、都市に近い農地と、山林の農地の利用の仕方って違うと考えましたし、太陽光発電の設置というのは時代に即して、その後の利用がしっかりとされているのかということも含めてここで許可したということは大きいと思うので、その後ということも考えていただけたらと思います。

[福留会長]

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

以上で、議事を終了します。進行への御協力ありがとうございました。

進行を事務局へ返します。

4 その他

[事務局]（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

福留会長、進行ありがとうございました。

最後に、その他ですが、事務局からは特にございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

5 閉 会

[事務局]（環境保全課 竹原主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上、相違ないことを認め、署名捺印します。

会議録署名委員

在原 歌織



会議録署名委員

辻 登生

